

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第3号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="292 734 392 770">附 則</p> <p data-bbox="209 792 515 828">1 から 6 まで （略）</p> <p data-bbox="236 853 820 1008"><u>（三重交通株式会社、三岐鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の運賃改定に係る経過措置）</u></p> <p data-bbox="209 1032 820 1541">7 <u>令和5年3月1日に三重交通株式会社及び三岐鉄道株式会社が実施する一般乗合旅客自動車の運賃改定並びに令和5年4月1日に近畿日本鉄道株式会社が実施する運賃改定に起因して通勤のため負担する運賃の額が変更となる職員は、第3条第1項の規定にかかわらず、通勤の実情を任命権者に届け出ることを要しない。</u></p> <p data-bbox="209 1565 804 1778">8 <u>前項の場合において、任命権者は、職権により前項に規定する職員に支給すべき通勤手当の額を改定するものとする。</u></p> <p data-bbox="209 1803 804 1957">9 <u>第4条第2項の規定は、前項の規定により通勤手当の額を改定した場合について準用する。</u></p>	<p data-bbox="936 734 1037 770">附 則</p> <p data-bbox="853 792 1160 828">1 から 6 まで （略）</p>

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

(総務部人事課)